

『認定証発行のルール』

種目： とめけんどミノ（けん玉を剣先で連続してキャッチした最多人数）

【目的】

長井市の更なるけん玉文化醸成を図るため、各種目の記録を更新した団体には長井市新記録としてその記録を認定するもの。

【記録の定義】

- ・この記録は、どれだけ多くの人が列をなして連続してけん玉を剣先でキャッチ（とめけん）したかを測定するものである。
- ・記録は列をなして連続してけん玉を剣先でキャッチ（とめけん）した人数をカウントする。

【記録認定のルール】

- ・市販で手に入る伝統的なけん玉の形を有するものであること。（競技用けん玉に限らない。）
- ・参加者はそれぞれけん玉を準備すること。けん玉を複数人で共有してはならない。
- ・挑戦を行う場合は市が指定する審査員の立ち合いが必要である。
- ・挑戦を行う場合は（参加者50人ごとに1人の）監視員が必要である。
- ・監視員は挑戦実施の間、記録挑戦を監督しなければならない。
- ・「記録への挑戦」を実行するにあたって、別添の記録挑戦申請書を提出しなければならない。事前に承認を受けていなければ新記録として認定されない。
- ・参加者のカウントは、審査員の監視の下、実施することとする。
- ・挑戦後は記録挑戦内容を説明したものを審査員の署名の上、提出することとする。
- ・挑戦は申請した日のみ有効とするが、同日であれば何度挑戦しても構わない。

【種目ルール】

- ・開始の合図の後、最初の人とはめけんを成功させる。その後、直ちに2番目の人が同じ方法でとめけんを成功させる。続いて3番目、4番目と続いていく。
- ・参加者は、けん玉のけん（持ち手部分）のみを保持し、紐の動きだけを利用して、剣先に球を入れなければならない。
- ・参加者がとめけんを成功してから次の参加者が成功するするまでは5秒以下でなければならない。
- ・各参加者が球を剣先に入れる試みは1回だけである。（一度失敗したら終わり）
- ・審査員により成功と判断されるまで、参加者は成功した形を保持しなければならない。
- ・初めて認定する記録は10人以上とする。